

市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業

《プロポーザル実施要領》

平成25年10月

行田市

## 1 事業概要

### (1) 件名

市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業

### (2) 事業目的

行田市が所有している公共施設（以下「市有施設」という。）の屋根の有効活用を図るとともに、再生可能エネルギーの普及促進、エネルギー関連産業の振興、地域経済の活性化及び行田エコタウンの実現を目指す。

### (3) 事業内容

市が指定する市有施設の屋根において、太陽光発電における実績、専門性、技術力、企画力、使用料、事業継続性、地域並びに行田エコタウンへの貢献等、総合的な見地から最適な事業遂行能力を有する太陽光発電事業を実施する者を選定することを目的に、公募型プロポーザル審査を実施する。

審査の結果、本事業の実施者として選定された者（以下「事業予定者」という。）は、市と協議し、行政財産使用許可を受けた上で本事業の実施者（以下「事業者」という。）となり、使用料を納付して市有施設の屋根を借り受け、太陽光発電事業を行う。

#### ア 事業提案できる施設

応募者は、市が指定する39施設（別表のとおり）のうち、構造上の安全性や採算性を確保できると見込まれる施設ごとに事業を提案するものとする。ただし、当該施設全ての屋根又は面積を借り受ける必要はない。

なお、原則として小学校16校及び中学校8校は、それぞれ「パッケージ」とし、その「パッケージ」とした全ての施設に、1つの事業者が太陽光発電設備を設置するものとする。

#### イ 太陽光発電設備の電力容量

電力容量は応募者の提案による。

### (4) 事業期間

太陽光発電事業により電力会社へ売電を行う期間は20年以内とし、当該期間に設置及び撤去工事を加えた期間を事業期間として、応募者が提案する。

ただし、事業期間中の行政財産使用許可の期間は最長で3年とし、事業期間中、更新手続きを行うものとする。

### (5) 条件等

ア 使用料は、1㎡あたりの単価（年額）とし、応募者が提案する。

イ 応募者は、応募者又は事業の破綻に対する備えとして、破綻を事前に予防する対策又は破綻した後の本事業の処理方法等を市へ提案する。

ウ 応募者は、別表において市が指定する緊急時の避難所等になる市有施設に、太陽光発電による電力を、災害等の停電時には市が無償で使用することができるよ

うにすることとし、その方法等を市へ提案する。

エ 応募者は、環境啓発・環境教育に資するため、別表において市が指定する市有施設に発電量の表示板等を設置する等、その方法を市へ提案する。

オ 事業予定者は、太陽光発電設備等の設置及び管理に関し、市と十分に協議し、市有施設における構造上の安全性及び防水性を証する書類を提出する。

カ 事業予定者は、太陽光発電設備等の設置に関し、地震及び風圧に対する安全性を証する書類を提出する。

キ 事業予定者は、事業期間中における市有施設に立ち入る際の方法等を市と協議し、決定する。

ク 事業予定者は、行政財産使用許可を受ける前に市の立会いの下、使用する面積の測定を行う。

ケ 事業者は、電気事業法、建築基準法等の関係法令を遵守する。

コ 事業者は、施設調書による市有施設ごとの条件等を遵守する。

サ 事業者は、平成27年3月末日までに太陽光発電事業を開始する。ただし、市の都合により、事業の開始が遅れる場合はこの限りでない。

シ 事業者は、太陽光発電設備等の設置及び撤去時に防水施工を行う。ただし、市が不要と判断した場合はこの限りではない。また、事業期間中に市と協議の上、必要な防水施工を行う。

ス 事業者は、事業期間中、市の職員等が市有施設の管理及び点検等のため、屋根に立ち入る際の感電防止等安全対策を講じる。

セ 事業者は、太陽光発電設備等の設置及び管理を起因として、市有施設の構造、設備等に損害を与えた場合は、事業者の責任において速やかに原状復帰するものとし、原状復帰が困難な場合は、その損害を賠償する。また、市有施設の利用者等に身体・財産上の損害を与えた場合は、その損害を賠償する。

ソ 事業者は、行政財産の使用面積に応じた毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間分の使用料を、当該年度の5月30日までに市に支払う。

タ 事業者は、太陽光発電で得た発電量の実績を、年1回市に報告する。

チ 災害等やむを得ない事情により市有施設が使用できなくなった場合に生じた損害について、市は一切の責任を負わない。

ツ 市が市有施設のメンテナンスや修繕を行うにあたり、万一、太陽光発電設備等が作業の支障となる場合、事業者は太陽光発電設備等の全部又は一部を一時撤去する。なお、この場合における費用は事業者が負担することとし、撤去期間中における発電事業の損失について、市は一切の責任を負わない。

テ 太陽光発電設備等の故障や劣化、周辺環境の変化又は気象変動による日射量や日照時間の減少等のリスクは全て事業者が負う。

ト 事業者は、事業期間が満了した場合、事業者の責任において太陽光発電設備等

一切の撤去を行い、屋根の原状復帰を行う。ただし、市と協議の上、市が承認した場合はこの限りではない。なお、事業期間の途中で事業を中止する場合も同様とする。

## 2 応募資格

応募者は、次の要件全てを満たす者とする。

### (1) 1つの企業等による応募の要件

ア 行田市内に本社、支社又は事業所等を有していること。

イ 本事業を行うための企画、資金調達、設計、建設、管理運営等を行うことができる総合的な力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。

エ 行田市契約規則（昭和51年規則第22号）第12条の規定に該当しない者であること。

オ 行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成5年告示第54号）に基づく指名停止を受けていないこと。

カ 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年告示第243号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

### (2) 複数の企業等で構成する連合体による応募の要件

ア 本事業を行うための企画、資金調達、設計、建設、管理運営等を行うことができる総合的な力、技術力、資金力及び経営能力を有している連合体であること。

イ 応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する企業等をあらかじめ定めること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。

ウ 設置する太陽光発電設備等の所有及び管理の主体を一元化すること。

エ (1)ア及びウからカに掲げる要件を、全ての企業等が満たしていること。

## 3 市有施設見学会

市有施設見学会は、次により行うものとする。

### (1) 申込方法

見学会に参加を希望する者は、10月9日（水）までに「市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業における見学会参加申込書（別添様式1）」を作成の上、担当課まで電子メール又はFAXで提出すること。なお、申込書を送付後に、電話にて到達の確認をすること。

### (2) 日時

下表による。

見学者は時間までに各施設の集合場所に集合するものとする。

なお、見学希望者と調整の上、日時を変更することがある。

日 時		施設名	集合場所
10月10日 (木)	9:45～10:15	南河原小学校	玄関前
	10:30～11:00	南河原中学校	玄関前
	11:15～11:45	北河原小学校	玄関前
	13:15～13:45	総合福祉会館 (やすらぎの里)	玄関前
	14:00～14:30	須加小学校	玄関前
	14:45～15:15	見沼中学校	玄関前
	15:30～16:00	荒木小学校	玄関前
	16:15～16:45	北小学校	玄関前
10月11日 (金)	9:00～ 9:30	行田市役所	正面玄関前
	9:45～10:15	中央小学校	玄関前
	10:30～11:00	忍中学校	職員玄関前
	11:15～11:45	コミュニティーセンター みずしろ	玄関前
	13:15～13:45	南小学校	玄関前
	14:00～14:30	行田中学校	玄関前
	14:45～15:15	環境センター	玄関前
	15:30～16:00	消防本部	消防本部2階ロビー
	16:15～16:45	桜ヶ丘小学校	玄関前
10月15日 (火)	9:00～ 9:30	太田西小学校	職員玄関前
	9:45～10:15	星宮小学校	玄関前
	10:30～11:00	太田東小学校	玄関前
	13:15～13:45	下忍小学校	玄関前
	14:00～14:30	泉小学校	玄関前
	14:45～15:15	西中学校	玄関前
	15:30～16:00	西小学校	北門駐車場側の玄関前
10月16日 (水)	9:00～ 9:30	商工センター	玄関前
	9:45～10:15	東小学校	玄関前
	10:30～11:00	埼玉小学校	玄関前
	11:15～11:45	埼玉中学校	玄関前
	13:15～13:45	太田中学校	玄関前

	14:00～14:30	長野中学校	玄関前
	14:45～15:15	総合体育館 (グリーンアリーナ)	玄関前
	15:30～16:00	古代蓮の里	古代蓮会館玄関前
10月17日 (木)	10:30～11:00	小橋住宅	来客用駐車場
	11:15～11:45	荒木住宅	来客用駐車場
	13:15～13:45	勝呂住宅	来客用駐車場
	14:00～14:30	中斉住宅	来客用駐車場
	14:45～15:15	佐間住宅	来客用駐車場
	15:30～16:00	教育文化センター (みらい)	1階事務室前
	16:15～16:45	男女共同参画推進センター (VIVA ぎょうだ)	1階事務室前交流スペース

### (3) 留意事項

- ア 1つの企業等につき、見学者は3名までとする。
- イ はしご等を使用する施設があるため、動きやすい服装・中履き・外履きを用意すること。
- ウ 他の施設利用者の迷惑にならないよう静かに見学すること。
- エ 本要領及び当該事業に関する質問は「5質問書の提出及び回答」によるものとし、市有施設見学会での質問は一切受け付けないものとする。

## 4 資料の閲覧

資料の閲覧は、次により行うものとする。

### (1) 申込方法

資料の閲覧を希望する者は、10月11日(金)までに「市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業における資料閲覧申込書(別添様式2)」を作成の上、担当課まで電子メール又はFAXで提出すること。なお、申込書を送付後に、電話にて到達の確認をすること。

### (2) 閲覧期間

平成25年10月15日(火)～10月23日(水)の期間における開庁日  
閲覧可能時間：午前9時00分～午後5時00分

### (3) 閲覧場所

行田市環境センター(行田市緑町14-30)第2会議室

### (4) 閲覧資料

別表において指定する図面等(構造図、耐震補強資料等)

### (5) 留意事項

- ア 閲覧者は、閲覧資料を閲覧場所から持ち出してはならない。
- イ 閲覧時間は、1回につき2時間までとする。ただし、他の閲覧希望者がいない場合、連続して閲覧することができる。
- ウ 資料は、コピーすることができない。

## 5 質問書の提出及び回答

本要領及び当該事業に関する質問は、次により行うものとする。

### (1) 提出方法

「市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業における事業質問書(別添様式3)」を作成の上、担当課まで電子メール又はFAXで提出すること。なお、質問書を送付後に、電話にて到達の確認をすること。

### (2) 提出期間

平成25年10月1日(火)～10月23日(水)の期間における開庁時間

### (3) 回答方法

質問及びその回答については行田市ホームページ上で企業名等を伏せて公開する。なお、質問に対する回答をもって、本要領及びその他提供資料の追加又は修正とみなす。

### (4) 回答日

	回答日	回答対象となる質問の受付日
第一次	10月21日(月)	10月 1日(火)～10月16日(水)
第二次(最終)	10月25日(金)	10月17日(木)～10月23日(水)

## 6 企画提案書の提出方法等

企画提案書等書類の提出は、次により行うものとする。

### (1) 受付期間、提出先及び提出方法

#### ア 受付期間

平成25年10月28日(月)～11月1日(金)の期間における開庁時間

#### イ 提出先

環境経済部環境課(行田市緑町13-12)

#### ウ 提出方法

本事業における企画提案担当者の持参による。

### (2) 提出書類

提出書類は下表のとおりとし、A4版とする。(A4版以外の用紙を利用する場合は、A4版サイズに合わせ折り込むこと。)

なお、1つの施設に対し、複数の企画提案を行うことはできない。

番号	書類名	提出要件
1	行田市市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業企画提案書（様式1）	提案する全ての施設を包括した内容を提出する。
2	企画提案の概要（様式2）	
3	事業実施計画（様式3）	提案する施設ごとに提出する。
4	施設整備費（別表）	提案する全ての施設を包括した内容を提出する。
5	設備のシステム基本設計図（任意様式） 以下の仕様を明記すること。 a 発電システムの出力 b 発電システムの特徴と選定理由 c システムの構成模式図（構成機器と容量等） d 単線結線図 e 系統連系方式 f 構成機器の仕様と能力、参考図面	提案する施設ごとに提出する。
6	太陽光発電設備等配置図（任意様式）	
7	事業実施に係る収支計画（任意様式） 施設整備時から事業廃止までの長期収支計画・資金計画を作成すること。	
8	事業実施スケジュール表（任意様式） 工事開始日を基準日として、以下のスケジュール表を提出すること。 a 設置工事開始から工事完了（短期） b 事業開始から設備等の撤去を含む事業終了まで（長期）	提案する全ての施設を包括した内容を提出する。 包括できない施設がある場合、施設ごとに提出することができる。
9	行政手続等（任意様式） 〔関係法令名、許認可・届出等の内容、行政機関名、実施時期、処理状況〕がわかる一覧表を添付すること。	複数の企業等で構成する連合体においては、全ての企業等の分を提出する。
10	法人登記簿謄本（法人のみ、3か月以内のもの）	
11	最新決算年度の事業報告書	
12	法人税（法人のみ）及び 行田市税に未納がないことの証明書	
13	貸借対照表（直近3期）	



14	損益計算書（直近3期）	
----	-------------	--

(3) 提出部数

原本1部、写し11部

(4) 留意事項

ア 提出書類に係る著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業に採用の場合に限り、市は提出書類に記載されたデータを使用できるものとする。

イ 提出書類は返却しない。

7 審査

(1) 審査方法

市が設置する「行田市市有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業プロポーザル審査委員会」が審査を行う。審査は二段階により実施し、第二次審査の結果を基に事業予定者を決定する。

なお、各審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

ア 第一次審査（書類審査）

提出された書類を基に、審査を実施する。

イ 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査通過者を対象に、プレゼンテーションを実施する。なお、日時、場所等は第一次審査の結果に併せて通知する。

(2) 審査基準

事業提案を審査する基準は概ね次のとおりとする。

ア 事業の遂行

(ア) 経営が安定しており、運営能力があるか。

イ 事業計画

(イ) 事業規模は適切か。

(イ) 事業実施計画の実現性、確実性はあるか。

(ウ) 事業スケジュールは適切か。

(エ) 施工方法、維持管理方法、安全対策等は適切か。

ウ その他

(ア) 行田エコタウンのPRになるか。

(イ) 市有施設の有効活用となるか（使用面積、使用料等）。

(ウ) 環境教育、災害等停電時の電力使用方法等は有効か。

8 日程

(1) 公告日

平成25年10月1日（火）

(2) 市有施設見学会

平成25年10月10日（木）～平成25年10月17日（木）

(3) 資料の閲覧

平成25年10月15日（火）～平成25年10月23日（水）

(4) 質問受付

平成25年10月1日（火）～平成25年10月23日（水）

(5) 提案書受付

平成25年10月28日（月）～平成25年11月1日（金）

(6) 第一次審査

平成25年11月上旬

(7) 第一次審査結果通知

平成25年11月上旬

(8) 第二次審査

平成25年11月中旬

(9) 第二次審査結果通知

平成25年11月下旬

9 その他留意事項

(1) 提供資料等の取扱い

市が提供する資料等は、本事業の提案及びその検討以外の目的で使用することを禁止する。なお、資料等と現況が異なる場合は、現況を優先する。

(2) 申し合わせの禁止

本事業に関し、応募者が他の応募者と申し合わせをすることを禁止する。

(3) 市有施設への連絡の禁止

応募者が、市有施設へ本事業に関する質問等の連絡を禁止する。

(4) 費用の負担

本事業に関し、必要な費用は応募者の負担とする。

(5) 系統連系

系統連系等について、東京電力株式会社等への申込は事業予定者が行う。

10 担当課

行田市環境経済部環境課

〒361-0031 行田市緑町13-12

電話：048-556-9530

FAX：048-553-0792

E-mail : [kankyo-yanekashi@city.gyoda.lg.jp](mailto:kankyo-yanekashi@city.gyoda.lg.jp) (本事業専用メールアドレス)